

シベリア抑留者に

「国家責任」認める！

実態の解明、真相の究明を求め

猪熊 得郎 (当会代表理事)

戦後六十五年目の今年六月十六日、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」(シベリア抑留特別措置法)が衆議院で可決成立し、即日公布施行された。

補償金の額のみについて言えば、シベリア抑留者の労苦に比べてきわめて微々たるものである。しかし国がシベリア抑留被害者に「国家責任」を認め、事実上の補償をすることを法律で規定したのははじめてであ

り、画期的である。

五月二十一日に開かれた参議院本会議で、佐藤参議院総務委員長は次のように趣旨説明をしている。

強制労働の対価支払われず

「第二次世界大戦直後に、シベリアやモンゴル等に抑留され、強制労働を強いられた方々は五十万人以上に上ります。その抑留期間は長い方では十年を超え、酷寒の地における過酷な労働と飢え、劣悪な居住環境や不十分な医療などにより、約六万人もの方々が亡くなったとされています。

このいわゆる「シベリア抑留」から帰国された方々には、長期間にわたる強制労働にもかかわらず、今日に至るもその対価が支払われておりません」

シベリア帰りに就職差別

「しかし請求権については、日ソ共同宣言で相互放棄していることから、その補償については日本政府が措置するほかなく、平成九年の最高裁判決も、補償は立法府の判断にゆだねられるとしています。

『シベリア帰りに』というレッテルをばられ、就職差別に遭うなど大変な御苦勞を重ね、戦後を生き抜いてこられた方々も、今や平均年齢八十八歳に達しており

ます。

この問題の解決にかくも長い歳月がかかったことについて、社会全体として反省し、「存命の方々に対して迅速にその労苦を慰藉することが必要です」

実態の解明・真相の究明

「また、抑留中の死亡者数はいまだ確定されておらず、遺骨も関係資料も収集が終わっておりません。台湾・朝鮮半島出身の強制抑留者の存在も含め、シベリア抑留全体の実態の解明、真相の究明を行うとともに、抑留された方々はもとより、御家族・御遺族の御苦勞を、後の世にしっかりと語り継ぐべきであると考えます」

特措法の概要

対象者

「戦後強制抑留者」Ⅱ昭和二〇年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者

特別給付金

本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行

日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)が特別給付金を支給する。

注 日本の国籍のない台湾出身者、朝鮮半島出身者には支給しない。

特別給付金の額

帰還の時期に応じて一時金として支給。

*昭和二十三年十二月三十一日まで、二十五万円

*昭和二十四年一月一日から

*昭和二十五年十二月三十一日まで、三十五万円

*昭和二十六年一月一日から

*昭和二十七年十二月三十一日まで、七十万円

*昭和二十八年一月一日から

*昭和二十九年十二月三十一日まで、百十万円

*昭和三十年一月一日以降、百五十万円

筆者注 殆どが、二十五万円と三十五万円受給でそれ以上は僅かである。

基金の業務

特別給付金の支給のために基金の資本金を取り崩すことができることとする。また、基金については、現

行法による解散の期日（平成二十二年九月三十日まで）の政令で定める日）の前日をもって特別給付金の支給業務以外の業務を終了した上、平成二十五年四月一日までの政令で定める日に解散。

強制抑留の実態調査等

◇政府は、強制抑留の実態調査等

（基本方針の策定事項）

強制抑留の実態調査等に関する基本的方向次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

- ① 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者について調査（その埋葬場所の調査を含む。）
 - ② 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者の遺骨・遺留品の収集及び本邦への送還等
 - ③ ①・②と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態解明に資するための調査
- ◇労苦継承事業及び本邦帰還前に死亡した戦後強制抑留者の追悼事業の実施に関する基本的事項

施行期日等

* 公布の日から施行（特別給付金の支給を受ける権利を有する者は公布の日に確定）。

* 特別給付金の支給の請求は、この法律の施行日から

二千冊を超えるという「シベリア抑留記」も殆ど二のことが記されている。

「人間以下のむなしさ」

しかし私には、それを超える「人間以下」に押し込められた、抑留生活の「むなしさ」「やりきれなさ」の日々の連続であった。多くの抑留者はこのことを、口を閉ざして語らない

隣の戦友が下痢をすると嬉しくなる。その彼のパンが食べられるからである。危篤を伝えられた戦友がまだ生きているうちに形見分けをしてしまう。亡くなった戦友の遺体は、朝までに裸になっっている。衣服はみなロシア人のパンと交換してしまふのである。抑留されてしばらくは、旧日本軍の「階級章」が生きていた。上官から下級兵士たちへのしごき、いびりが続いていた。死亡者の圧倒的多数は下級兵士である。軍人死亡者の階級別構成は、将校一・五％、下士官八・三％、兵九〇・二％である（村山恒雄編「ソ連抑留中死亡者データベース」より）。

「民主化運動」

シベリア抑留での民主化運動について、様々な伝えられているが、私は、一九四七年暮れ頃までの前期の

六カ月以内で、政令で定める日の翌日から可能。
シベリア抑留とは

一九四五年八月九日、「日ソ中立条約」を一方面的に破棄して、中国東北部「旧満州」に侵攻したソ連軍は、日本の敗戦後の八月二十三日、「スターリン秘密指令」によって、旧関東軍將兵捕虜ら六十万人以上を旧ソ連やモンゴルに拉致・強制移送し、奴隷的重労働に従事させた。そして六万人以上が死亡しているが未だに実数不明である。

「シベリア抑留」は、捕虜を速やかに帰国させるというポツダム宣言やジュネーブ条約など国際的に取り決められた約束に違反し、そしてまた戦争が終わって二年から十年にもわたる長期の、重大な人権侵害であり、戦後最大の拉致事件ともいえるものである。

「三重苦」

「シベリア抑留三重苦」と言うことが言われている。零下三十度を超えるような寒さ、ひとかけらの黒パンと飯盒の蓋半分程度の塩スープが一日の食料のひもじさ、革のベルトや革靴を削ってかみしめ、空腹感をしばし忘れようとする。そして森林伐採、炭鉱、鉄道工事、道路工事などの奴隷的重労働である。

民主化運動は、日本軍兵士の生命を守る「階級章撤廃・収容所民主化」の運動であったと考えている。

しかし、一九四八年以降の後期の運動の大勢は、ソ連に迎合した「ハバロフスクの「日本新聞」指導グループを活用しつつ、ソ連による「硬直、変質した共産主義の押しつけとソ連礼賛」の運動に、変質したのであった。

兵士たちは、捕虜となることは最大の恥辱であり、天皇のために死ぬことだけを教えられてきた。その捕虜となった兵士たちの生きる術は、「どんなことをしても生きること。生きて日本に帰る家族と会うこと」。「そのためにはどんなことでもすること」であった。ソ連の政治部と一体となって、収容所の指導権を握った「民主グループ」に追随し、「帰りたい一心」からの日本人同士の間、裏切り、密告、糾弾などは、ソ連に抑留された日本人捕虜収容所でのみ見られた光景であった。

（参考）

岩波ジュニア新書『シベリア抑留とは何だったのか』詩

人・石原吉郎の「みちのり」（烟谷史代著）

岩波新書『シベリア抑留—未完の悲劇』（栗原敏夫著）

平凡社新書『検証・シベリア抑留』（白井久也著）

「シベリア帰り」

地獄の縁を這いずり回り、やっとの思いで祖国日本に帰国した抑留者を待ち受けていたのは、「シベリア帰り」のレットテルであった。

シベリア抑留者は、GHQの指令を受けた治安当局の監視下に置かれた。シベリア帰りのレットテルで就職も出来ない。十年以上にわたる生活苦の連続の日々であった。

就職を斡旋し、自立した生活を援助すべき日本政府が、これを阻害し、日本の社会もまたこの風潮に迎合したのである。まさに「五重苦」であった。そしてこの差別と人権侵害の加害者は祖国日本であった。

南方で連合国の捕虜になった元日本兵には、収容所内で労働に対する対価が帰国後に支払われたが、ソ連が労働証明書を発行しなかったため、国による賃金未払いという問題がある。

しかしそれよりも深刻で口に出すこともばかられた大きな問題があった。

「生きて虜囚の辱めを受けた」「シベリア帰り」への日本社会の視線は冷たく、抑留者たちは口を閉ざし、抑留の事実を隠し、ただひたすら生活の糧を探し求める毎日であったのである。国と日本社会が一つになっ

て抑留者にのしかかっていた。

全国抑留者保障協議会

シベリア抑留者への補償は何もなかった。一九八四年に、当時の中曽根内閣が「これ以上の戦後補償は行わない」と言明し、以後国家補償を拒否し続けた。

やっと生活のめども立ち、の余裕を取り戻した抑留者たちは、疑問を持ち、考え始めた。あれだけの犠牲を強いられながら、国から何の補償も謝罪もないのはどうしてか。

シベリアに抑留されたのは自分の責任ではない。しかも帰国してからまで、何のためにこんな苦しみを味わわなければならないのだ。兵隊に採られ、国によって送り出され抑留されたことに国の対応がないのはおかしい。

各地の抑留者の声を集め、全国抑留者保障協議会（全抑協）が結成されたのは一九七九年であった。戦後三四年、「日ソ共同宣言」の調印を受けて、最後の引き揚げ船が舞鶴に帰港した一九五一年から二十三年も経っていた。

全抑協が結成大会で掲げた目標は次の三つであった。

- ① 労務補償
 - ② 恩給加算
 - ③ 遺骨送還
- 全抑協の会員は、最盛時十七万人にもなったが、

自民党側の働きかけもあり、相沢英之衆議院議員を中心とした御用組織と分裂することになる。

政府は一方の組織は手厚く援助し、他方の組織は目の敵にして相手にもしない。抑留者はここで引き裂かれ、抑留者同士相争わなければならなかった。

全抑協は、抑留者の死亡、高齢化のために、今日では会員数が一万人を切ることになったが、長年にわたって、いくつもの裁判闘争を繰り返し、「シベリア立法促進会議」とともに、ついに今日の立法化にこぎ着けたのである。

今後の課題

実態解明・真相の究明などの基本方針の中身をしっかりとつくりつつ政府に実現させていくことである

◇ 外国籍抑留者の問題

韓国・朝鮮・中国・台湾籍の抑留者が対象から除外されている。実態を調査し、この理不尽な差別を解消し、早急な立法化によって解決を図る必要がある。

◇ 実態の解明

抑留の実数も、死亡者数についても、未だに正確な数は判っていない。ロシア側の資料提供、解明によつて、正確な実態を明らかにしなければならぬ。

◇ 真相の究明

国体護持のために労働力として提供するという、日本政府の態度と工作の実態について、根拠と資料の探索、真相の究明が、なんとしても明らかにされなければならない。

◇ 後世に事実を残す

シベリア抑留の事実を後世に語り継ぐ方策と施設の確立

◇ 遺骨收拾の実現

三万五千を超える遺骨が、シベリアの凍土に放置されたままである。遺骨送還を早急に実現しなければならぬ。

資料

声明 「戦後強制抑留者特別措置法」成立を受けて

本日、私も元シベリア・モンゴル抑留者が切望してきました「戦後強制抑留特別措置法案」が衆議院で可決・成立しました。

これまで法案を作成・準備し、成立に向けてご尽力いただいた各党の議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

一九七九年五月七日に「全国抑留者補償協議会」(金抑協)が発足してから三年、「シベリア・モンゴル抑留・未払い貸金問題立法解決推進連絡会議」(シベリア立法会議)が、二〇〇三年五月二十九日に結成されてからちょうど七年になります。余りに長い年月と道のりでした。

私たちを送り出した祖国日本の冷たさに、失望と落胆、恨みを刻み続けてきた戦後六十五年でした。この間、すでに多くの戦友が、無念な思いを抱いたまま他界し、会員は激減しました。八十台後半になるまで、国を恨み続けてきた元虜虜の想いをようやく国会が受け止め、初めて法律をつくっていただけたことに感無量の思いです。

不当に拉致され、前代未聞の奴隷労働、飢えと寒さ、日本人同士の対立と抗争に、青春の数ヶ月を奪われた代償としては、特別給付金の額は余りに少なすぎます。しかし、問題は金額ではありません。被害者である私たちを、冷遇・排除してきた長い戦後の反省に立って、この法律が生まれたことは、画期的なこと

で、評価し、歓迎します。
長い運動の歴史の中で、政治に翻弄され、抑留者自身も引き裂かれ、分裂してきました。今回初めて、超党派で国民的合意に基づいて措置が講じられること

を率直に喜びたいと思います。

「これで打ち止め」ではなく、本格的な国の事業としては、「これが始まり」です。第十三条の基本方針の肉付けの作業が大切です。いったい全体何人がシベリアに拉致され、何人が死んだのか? 最低限のことを明らかにすべきです。遺骨さえ返っていない遺族の思いを国は受け止め、国民全体で分かち合うべきです。関係諸外国の協力を求め、民間の知見も活用して、実態解明に全力を挙げていただくことを強く望みます。今後、同じように悲惨を体験し、日本人以上に苦勞された韓国・朝鮮、中国・台湾に暮らす元抑留者らにも、相応の措置が講じられるべきものと考えます。次代への継承、再発防止も大切な課題です。私もそうした活動に、ささやかながら貢献できるよう、長生きをして、余命をまっとうしたいと思います。

二〇一〇年六月十六日

シベリア立法解決推進会議代表
全国抑留者補償協議会会長

平塚 光雄

抑留者 七十年の歩み 134 種族とんぼ

第九条そのものこそが抑止力

あらためて陳ぶ戦争は犯罪ぞ

アメリカに立てつく総理出ぬものか

六十余年占領ボケが未だ醒めず

深化とて深みに嵌るその同盟

VでなくIでもなくてOがよい

アメリカよおまえが探せその替え地

自爆テロの先祖カミカゼ特攻隊?

起革国に裏切られたボツテム宣言

日本に勝った後のアメリカ負け続け

「北」に向け日米韓のサル芝居

表向き罵り合っているがグル

中東の民主化という親米化

飢え死にの遺体にウジが湧く玉碎

地球危機? とんでもない人間の危機

百年に一度の資本主義の危機